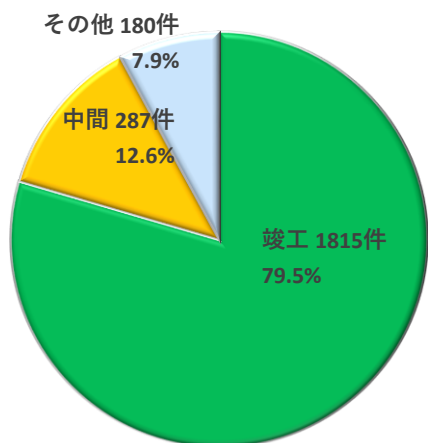


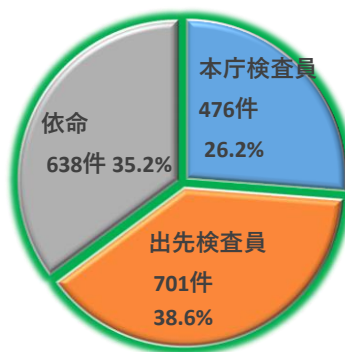
- ◇令和5年度の工事検査実績は以下のとおりです。
- ◇データ集計期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までです。

1 実績/全体

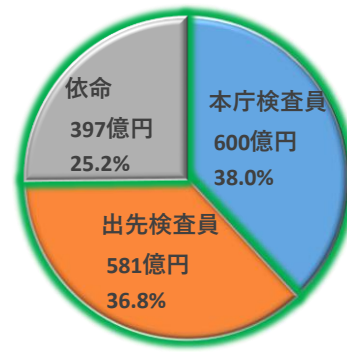
① 検査件数（検査区分別・検査員別）



総検査件数 2,282件



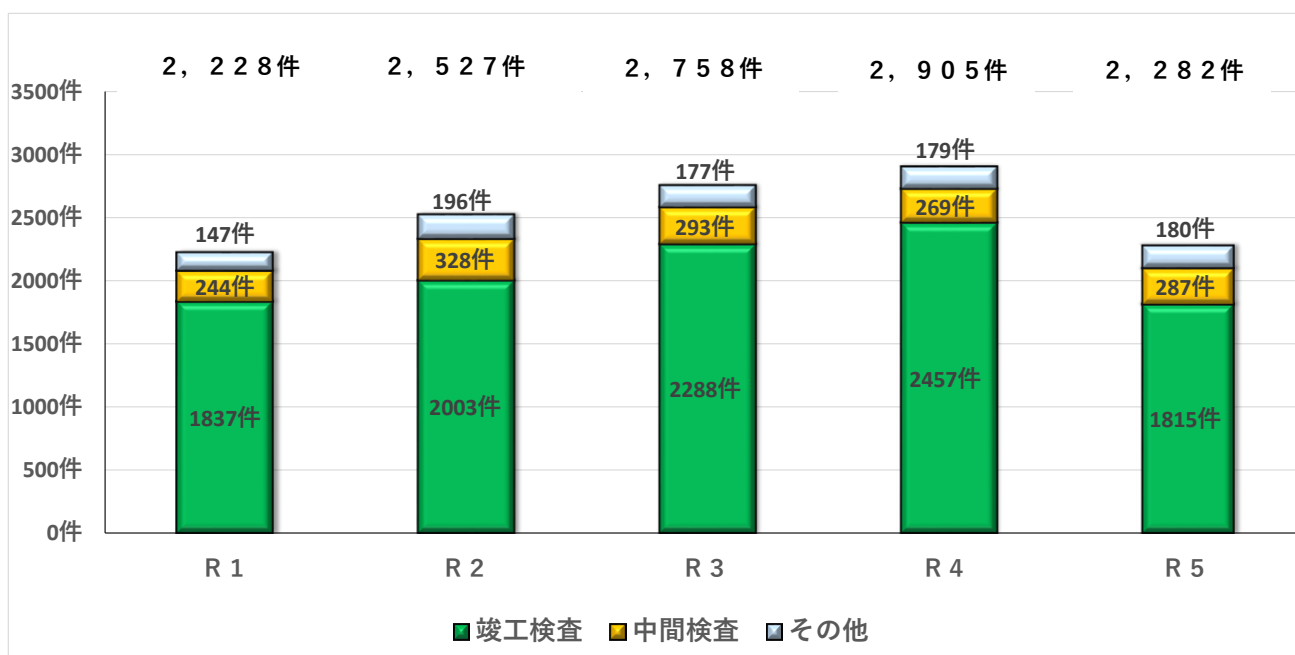
竣工検査件数 1,815件



竣工検査総額 1,578億円

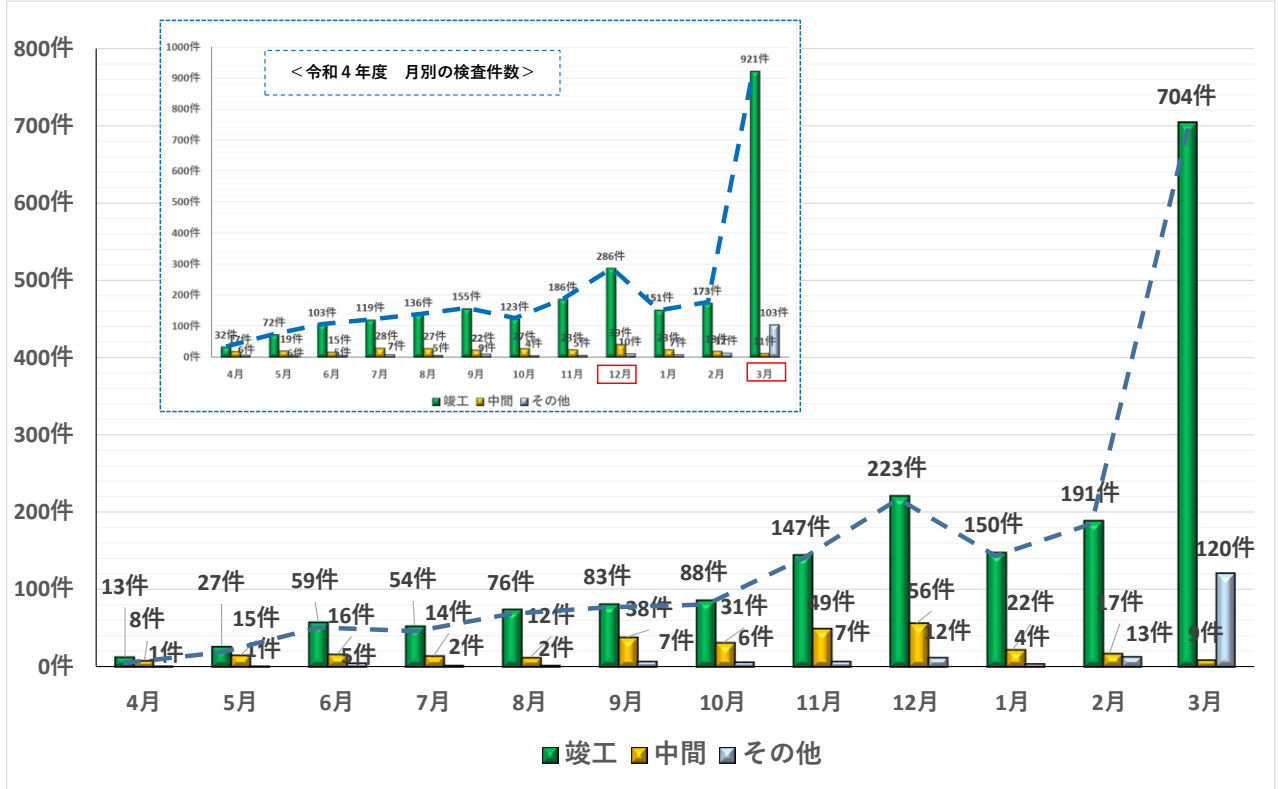
- ◇令和5年度の総検査件数は2,282件でした。うち、竣工検査は1,815件(79.5%)、中間検査は287件(12.6%)でした。
- 竣工検査のうち本庁検査員検査は476件(26.2%)、600億円(38.0%)、出先検査員検査は701件(38.6%)、581億円(36.8%)でした。
- なお、「その他」の分類には、「一部竣工検査」及び「既済部分検査」が含まれています。

② 過去5年間の検査件数の推移



- ◇令和5年度の総検査件数は2,282件で令和4年度と比較して623件減少しました。また、令和4年度まで増加傾向でしたが、令和5年度は令和元年度と同水準となりました。

③ 月別の検査件数

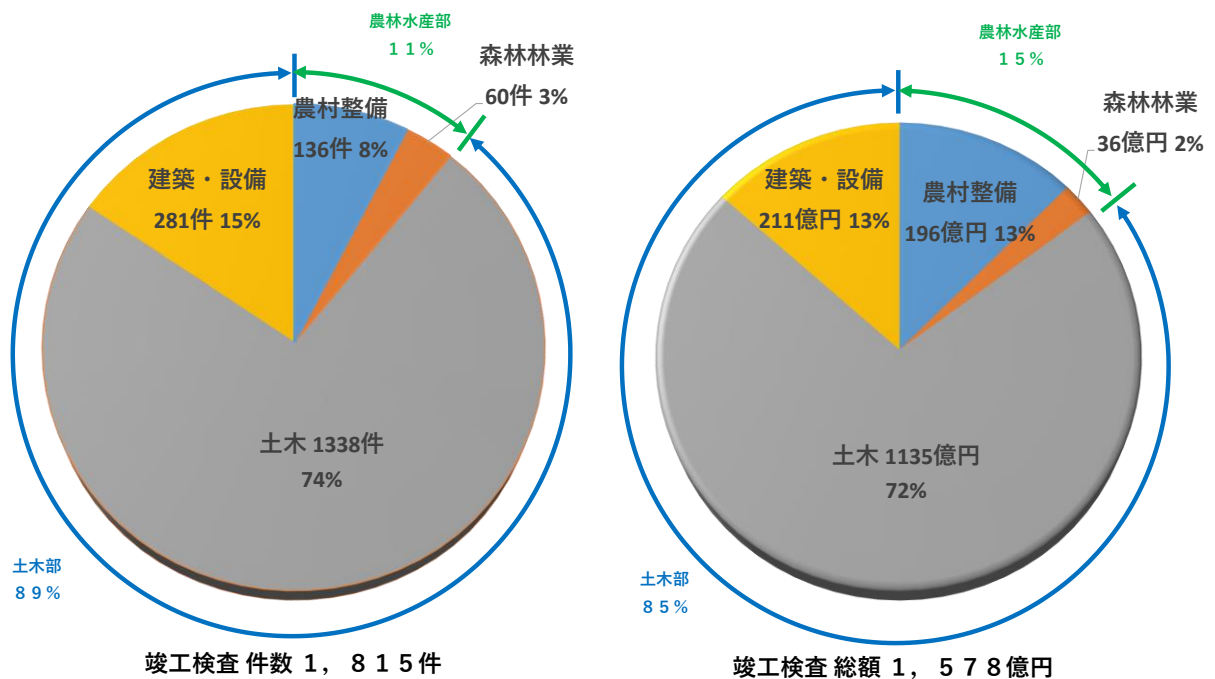


◇月ごとの竣工検査件数は、例年と同じ傾向で12月と3月に検査が集中しています。

中間検査は、出来形、品質及び適正な施工を確保するため工事施工中の重要な変化点等で実施するものですが、計画的に**中間検査を実施することで竣工検査時の負担も軽減**されます。

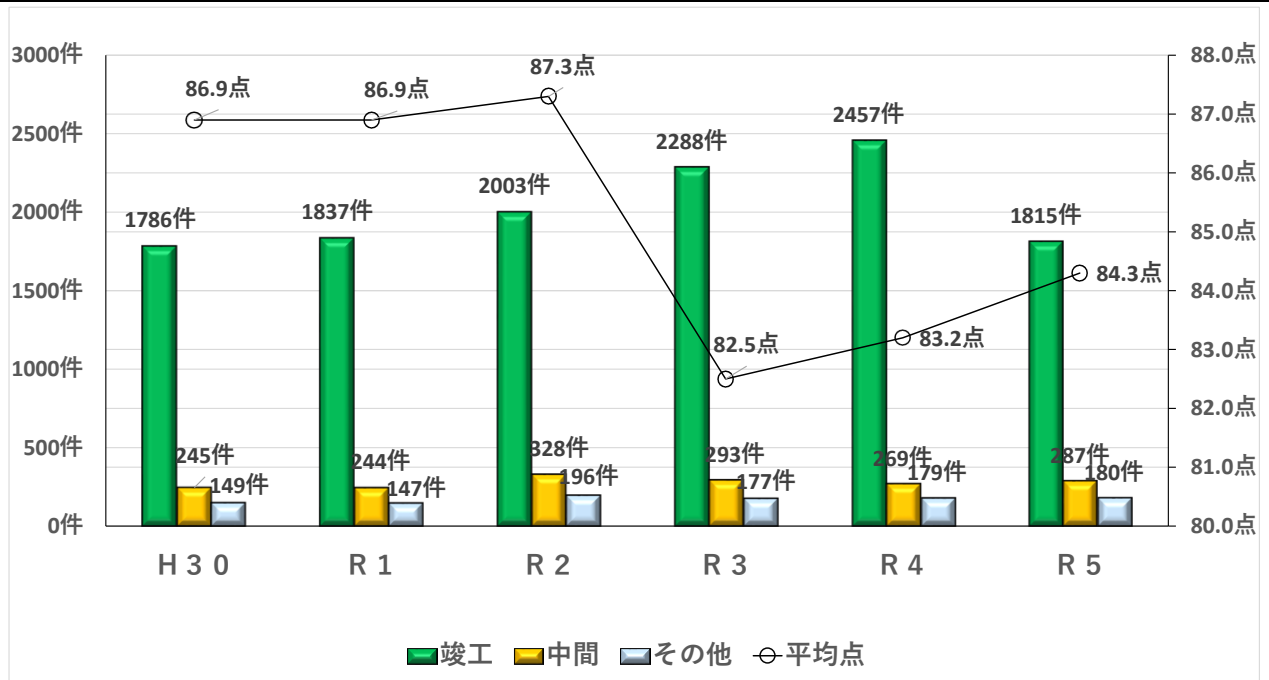
令和5年度は**中間検査を287件実施**しました。

④ 竣工検査件数の内訳（発注者区分・金額）



◇竣工検査件数は土木部(土木、建築・設備)で89%、農林水産部(農村整備、森林林業)で11%、金額では、土木部(土木、建築・設備)で85%、農林水産部(農村整備、森林林業)で15%でした。

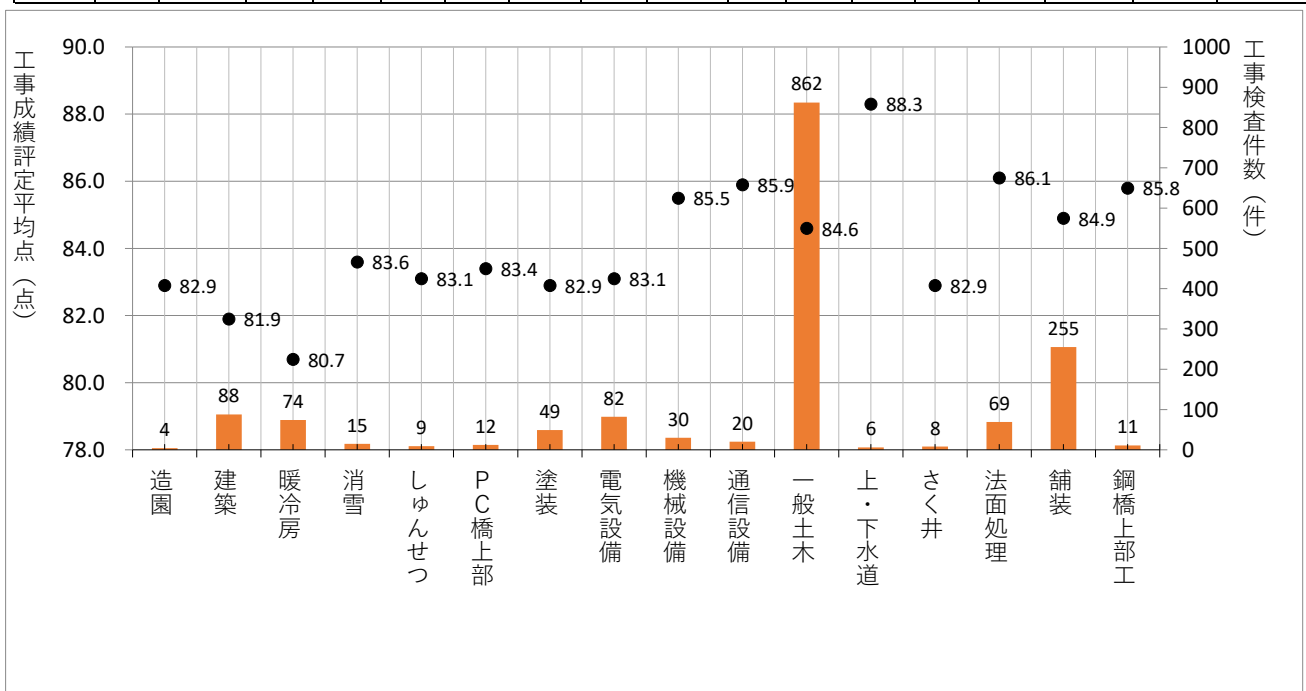
⑤ 工事成績平均点の推移



- ◇ **令和5年度の工事成績の平均点は84.3点で令和4年度の83.2点より高くなっています。**
- ◇ 工事成績の平均点が令和3年度に82.5点と下がったのは、「被災者雇用」と「工事受注」の評定点への加点が令和3年4月1日で終了したことが主な原因と考えられます。

⑥ 工種別平均点

発注工事種別	造園	建築	暖冷房	消雪	しゅんせつ	PC橋上部	塗装	電気設備	機械設備	通信設備	一般土木	上・下水道	さく井	法面処理	舗装	鋼橋上部工	計
平均点	82.9	81.9	80.7	83.6	83.1	83.4	82.9	83.1	85.5	85.9	84.6	88.3	82.9	86.1	84.9	85.8	84.3
対象件数	4	88	74	15	9	12	49	82	30	20	862	6	8	69	255	11	1,594



- ◇ **全体平均84.3点**に対して、工事件数の多い業種の順に、一般土木84.6点、舗装84.9点、建築81.9点、電気設備83.1点、暖冷房80.7点となっています。

2 令和5年度検査結果と主な指導事項等について

① 令和5年度検査結果と令和6年度目標

■ 令和5年度の検査件数は、2,282件と令和4年度比で623件(21.4%)減少しました。
竣工検査は642件減少し、中間検査は18件増加しました。

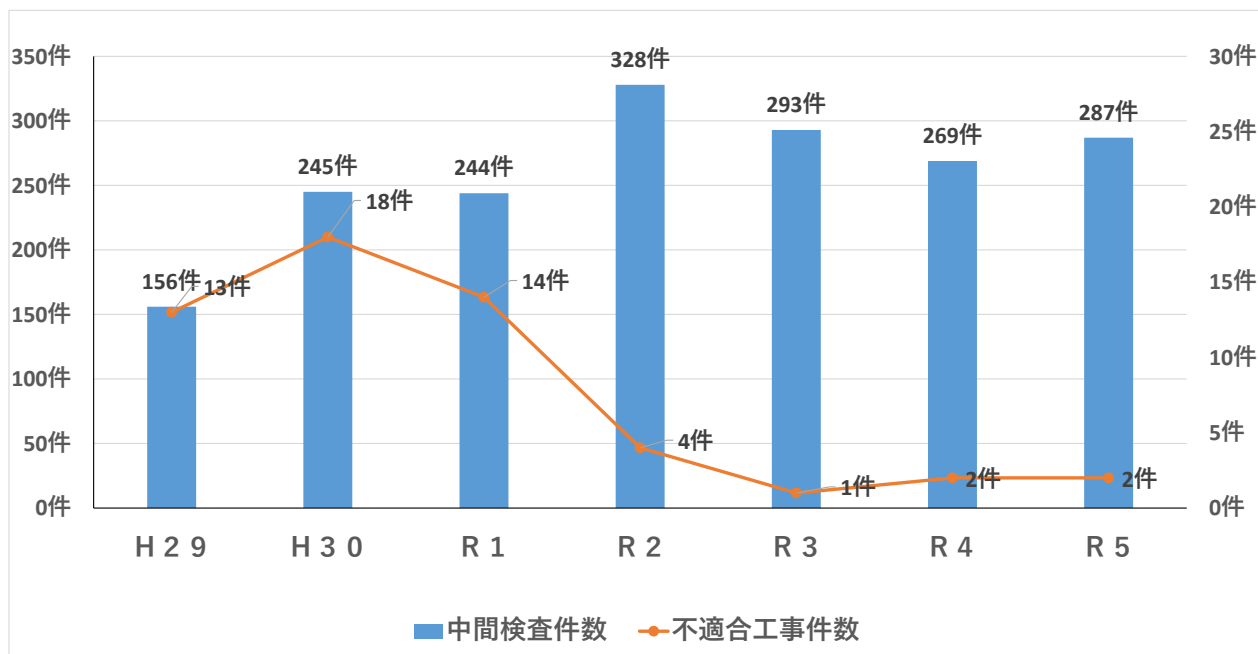
■ 令和5年度の竣工検査の工事成績の平均点は84.3点と令和4年度(83.2点)に比べ1.1点高くなっています。

■ 沿岸部の津波被災地の復旧・復興事業は概ね完了し、令和元年度東日本台風関連工事の多くも令和4年度までに完了し工事検査件数は減少していますが、令和4年3月の福島県沖地震等に係る災害復旧工事や国土強靱化に関連した防災減災対策工事など、令和6年度も多くの工事件数が見込まれることから、引き続き、建設工事の適正な履行を確認するとともに、安全で高品質な公共施設を提供するため、適正かつ厳正な工事検査を実施してまいります。

■ 品質確保のためには、工事施工段階での確認や指導が有効な手段であることから、中間検査の実施件数を増やすよう取り組むとともに、引き続き工事成績評定の客観性、透明性、公平性の向上に取り組んでまいります。

■ 令和5年度の不適合工事は令和4年度と同数の2件でした。

不適合工事の発生状況等検査に関連する適時・適切な情報発信とともに、令和6年度も引き続き、中間検査の積極的な活用などを呼びかけてまいります。



■ 感染症対策や検査時間の短縮を図るため、令和2年度からインターネット双方向通信による遠隔臨場検査を推進しており、感染拡大防止や検査の効率化に取り組んでおります。

令和6年度も引き続き、積極的に遠隔臨場検査を推進してまいります。

② 検査時における主な指導事項

■完成検査時の指導事項

(必ずしも不適合となるものではありませんが、内容を確認のうえ十分留意して下さい)

【出来形管理関係】

〔共通〕

- 施工計画書中の施工管理計画には、その工事で行う測定項目のみを記載し、測定箇所(測点等)、測点数を明記して下さい。
- 出来形管理基準等が共通仕様書や特記仕様書で定められていない工種については、監督員と施工前に協議し、管理基準及び規格値を定めて管理して下さい。
- 測定基準に基づく測定値の管理点数が10点以上ある場合には出来形管理図表を必ず作成して下さい。
- 残土処理は、残土捨場の前後の状況から土量変化率も考慮したうえで残土量を確認できるように管理して下さい。

〔道路関係〕

- 舗装工事前には、既設路盤高等を必ず確認し、設計値と異なる場合には発注者と協議した上で工事に着手して下さい。
- 表層の基準高は全測点の道路中心及び端部の高さを測定して下さい。また、設計値に従い、縦横断勾配、側溝等周辺構造物の高さを考慮のうえ、管理して下さい。
- 切削オーバーレイにおける厚さ管理(切削厚、オーバーレイ厚)は、「現況舗装高」、「切削後高」、「オーバーレイ高」の各基準高の差で算出される値(設計値)を用いるため、複合管理表を作成し管理して下さい。
- 道路工の路盤厚は各車線2.00m毎に1箇所掘り起こして測定して下さい。
- 側溝工の延長は中心部もしくは左右側壁の平均で管理、側溝基礎工の延長も管理して下さい。

〔河川関係〕

- 防草シートの重ね幅は管理基準がないため、発注者と協議し、管理基準を定めて管理して下さい。

【品質管理関係】

〔共通〕

- 施工計画書中の施工管理計画には、その工事で行う試験項目のみを記載し、試験対象数量、試験回数を明記して下さい。
- 仕様書に品質の管理基準が定められていない工種については、発注者と協議し、管理基準を定めて施工管理を行って下さい。
- コンクリート構造物毎に構造物区分を明確にし、品質管理を行って下さい。(特に「重要構造物以外で小規模工種から除かれるもの」については注意願います。)
- コンクリートの圧縮強度試験では、供試体に工事名等が確認できるものを貼付して写真管理して下さい。
詳細については、技術管理課ホームページを参照して下さい。
- 生コンの運搬時間管理では、外気温も合わせて記載して施工管理して下さい。

- コンクリート打設時にはコンクリート温度を、養生時には日平均気温を管理して下さい。
- コンクリートの圧縮強度は推定式による確認は認められていないため、28日強度の確認が困難な場合は、発注者と協議して下さい。協議をしないで検査を受検し、28日強度が確認できない場合は、不適合工事となります。
- プレキャスト製品を切断した場合は、鉄筋のさび止めなどの処理を行って下さい。
- 鉄筋挿入工で定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合、圧縮強度試験を施工日ごとに1回のほか施工開始前に1回行って下さい。
- 重要構造物においては、ひび割れの有無にかかわらず、ひび割れ調査の結果を監督員に提出し、ひび割れがあった場合は、対応について監督員と協議して下さい。

〔道路関係〕

- 歩道、路肩、取付道路等のブルーローリングを省略する場合は、監督員の承諾を得て下さい。
- プライムコート、タックコートは、製造日から60日以内のものを使用して下さい。
- プレキャストカルバートは、道路土工カルバート工指針の規定により、縦締めの緊張、グラウト管理をして下さい。
- C A E (路上路盤再生工法)施工開始日は、破碎混合直後に採取した試料の最大乾燥密度を求め、監督員の承諾を得て下さい。
- 溶融式、高視認性の区画線施工では、外気温の管理を行い、5℃以下では行わないで下さい。
- 区画線塗料は製造日から12ヶ月以内のものを使用して下さい。

〔河川関係〕

- 河川土工の現場密度について、築堤河道の場合は、1000m³に1回又は、堤体延長20mに3回の割合のうち、頻度の高い方で実施となります。また1回につき3孔ですので、点数不足とならないようにしてください。

■竣工検査時の評価事例（参考）

（検査員の個人的な感想であり必ずしも評定点につながるものではありませんが、今後の参考として下さい）

【書類関係】

〔共通〕

- 遠隔臨場（Web会議システム利用）で書類確認を実施し、受注者の検査会場への移動時間の短縮を図った。
- 竣工書類がインデックスで区分され、容易に書類確認を行うことが出来、検査時間の短縮が図れた。
- 検査時に書類一覧表を作成することにより書類を効率よく提示することができ、書類検査時間の短縮につながった。
- 「工事検査における工種毎等のポイント」を考慮して写真や書類が整備されており、検査員の質問に対して的確に回答や資料の提示がされた。
- 施工写真の紙印刷を必要最小限とし、その他の写真を含め電子納品しパソコンですぐ見れるよう工夫していた。
- 出来形管理と品質管理の「測定点数や頻度」に関して、「項目毎の施工数量をしっかりと明示」した上で、必要回数実施回数、測定結果等を一覧表にとりまとめており、確認しやすい書類となっていた。
- 「出来形管理結果一覧表」（総括表）を作成して、ばらつき判断の可否を行ううえで目安となっている測定値数、最大値、最小値、規格値等をわかりやすく整理していた。
- 出来形管理一覧表に写真管理を行っている測点を赤枠で示してあり、書類の確認をスムーズに行うことができた。
- 施工管理ソフトを活用して「出来形管理図表」等を作成し、測定箇所をわかりやすく作成していた。
- 出来形管理図表が1枚にまとめられ、確認しやすかった。
- 規格値が下限値のみの場合に仮想の上限値を設定し、「管理図表」等に仮想の上限値や50%・80%のラインを追加することによりわかりやすく整理されていた。

〔個別事項〕

- コンクリート打設において、施工管理計画で1層当たりの打込み厚が明記したうえ、棒状パイプレータにマーキングした写真を添付することにより、適正な締固めが行われていることを確認することができた。
- 「【参考】コンクリート打設品質管理表例（令和6年1月29日掲載）[Excelファイル]」（技術管理課ホームページ）を活用し、コンクリートの打設管理をわかりやすく整理していた。
- 護岸工の施工写真で、「水抜きパイプの勾配（2%程度）」が確認できる写真を添付していた。
- プルーフローリング試験において、写真に加え共通仕様書土木工事編Ⅲ（参考資料）に提示した最新の様式<第72号様式>を活用し、測定箇所をわかりやすく整理していた。
- 塗膜量について、数量表・出荷証明書・写真による机上の確認及び超音波による現場の確認を併せて行うことにより正確に塗膜量（厚）を確認することができた。

【現場関係】

- 書類検査時に現場検査の打合せを実施し、事前に測定器や脚立等を準備することにより現場検査時間の短縮につながった。
- 中間検査を活用し現場に足場等仮設がある状況で出来形を確認しており、竣工検査時の検査時間の短縮につながった。
- ほ場整備工事では中間検査を活用し、表土戻しの前に基盤整地の出来形を確認することで、竣工検査時の検査時間の短縮につながり、表土整地の均平度の精度が向上した。
- 現場検査用に竣工図の縮小版や現場で計測可能な出来形結果表を準備して、現場検査時間の短縮につながった。
- 県立高校内の工事において、学校関係者の立会いのもと事前に騒音テストを行うことにより、試験等に支障なく使いながらの工事を行った。
- 天井貼替え工事において、建設当時の意匠を確認し（岩綿吸音板凸の側面塗装）、設計理念を考慮した高度な意匠の維持に努めた。

③ 工事検査実施に関する資料等

■令和6年4月1日以降の工事検査に関する資料については以下のとおりです。

- 福島県工事検査実施要綱
令和6年4月1日で一部改正しています。詳しくは工事検査課のホームページで確認してください。
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/623375.pdf>
- 福島県工事検査実施要綱の運用
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/376594.pdf>
- 中間検査実施要領
工事の出来形、品質及び適正な施工を確保するため中間検査を実施しています。
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/209658.pdf>
- 中間検査実施要領の運用
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/134804.pdf>
- 福島県工事検査基準
この検査基準は、福島県工事検査実施要綱に基づく検査に必要な技術的事項を定めています。
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/210899.pdf>
- 不適合工事の処理要領
この要領は、福島県工事検査実施要綱第11条に規定する不適合工事の処理に関して定めるものです。
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/262465.pdf>
- 福島県請負工事成績評定要綱
令和6年4月1日で一部改正しています。詳しくは工事検査課のホームページで確認してください。
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/623346.pdf>
- 福島県請負工事成績評定要綱の運用
令和6年4月1日で一部改正しています。詳しくは工事検査課のホームページで確認してください。
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/623366.pdf>

④ 令和4、5年度の不適合工事の分析

■令和4年度、令和5年度の不適合工事の分析

- 令和4年度、令和5年度の不適合工事は2件発生しております。
- 令和4年度に発生した不適合工事は、2件とも舗装補修工事で施工管理資料の不備により出来形の結果が確認できなかったものです。
- 令和5年度の不適合工事は2件発生し、1件目の河川の護岸工事は、支保として利用した木材等を撤去しないまま間詰めコンクリートを打設したことによる不適切な施工が確認され、2件目の山復工の法切において、高さや斜面の長さ、角度が出来形基準を満足しなかったことによるものです。
- 不適合工事とならないためには、該当する工種について「共通仕様書」をよく確認するとともに「特記仕様書」を熟読することが重要です。
また、不適合工事防止のためにも中間検査が大変有効と考えており、令和4年度、令和5年度と多くの中間検査を実施したこともあり、不適合工事が2件となりました。中間検査時に不具合箇所が判明した場合でも工期内の改善が図られるため、積極的な活用をお願いします。
- 次ページに最近の不適合工事の発生事例を踏まえ、不適合工事防止のためのチェックシートを掲載しているので、活用して下さい。

3 その他

① 受注者の皆様へ

◇皆様には、日頃より円滑な工事検査の実施にご協力いただきありがとうございます。

工事検査課では「工事検査の適正かつ厳正な実施」並びに「円滑で効率的な工事検査の実施」を目標として、令和6年度の工事検査に取り組んでまいります。

◇効率的な検査実施に向け「検査時間の短縮」を図るため、現場・書類ともに時間短縮効果が高く、感染症対策にも有効な「遠隔臨場検査」について、今後も積極的に実施してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

【不適合工事防止のためのチェックシート】

工 種	チェック	チェック内容	具体的な対応
共 通	<input type="checkbox"/>	「 <u>検査日前日には現場を確認</u> 」しましたか？	現場の状態が変わっていることがあるので、 <u>検査日前日は必ず現場を確認し、不具合等があった場合は速やかに対応</u> してください。
	<input type="checkbox"/>	「 <u>検査時の検測機械</u> 」は予備の機械も準備しましたか？	<u>機械の不具合</u> により正確な数値が確認できず <u>不適合となる場合がある</u> ので、念のため <u>予備の機械を準備</u> しておいてください。
	<input type="checkbox"/>	「 <u>出来形管理</u> 」「 <u>品質管理</u> 」の結果資料は漏れなく揃っていますか？	不可視部分の「 <u>出来形管理</u> 」、「 <u>品質管理</u> 」が <u>最終的に確認できない場合は不適合</u> となります。漏れなく揃っているか、検査前までに <u>共通仕様書や施工計画書（施工管理計画）などと対比し確認</u> しておいてください。
道路（土工）	<input type="checkbox"/>	「 <u>路体盛土工・路床盛土工の現場密度試験の実施頻度</u> 」は間違いないですか？	路体盛土工・路床盛土工の現場密度試験は、 <u>施工土量が路体5,000・路床1,500㎡未満の場合は3回以上実施</u> して下さい。（※1回の試験につき3孔で測定し、 <u>3孔の最低値で判断</u> ）
道路（土工）	<input type="checkbox"/>	「 <u>路盤工の現場密度試験の実施頻度</u> 」は間違いないですか？	路盤工の現場密度試験は、 <u>下層路盤・上層路盤毎に施工面積が1,000～3,000㎡の場合は、3回（孔）実施</u> して下さい。
道路（舗装工）	<input type="checkbox"/>	「 <u>A s 舗装工の現場密度試験の実施頻度</u> 」は間違いないですか？	<u>A s 舗装工の現場密度試験</u> は、表層・基層毎に <u>施工面積が1,000～3,000㎡の場合は、3回ずつ実施</u> して下さい。
道路（側溝工）	<input type="checkbox"/>	「 <u>側溝工の延長</u> 」は中心部で管理していますか？	<u>曲線区間の延長は左右で異なるため、短い方の延長で管理すると出来形不足で不適合になるおそれ</u> があります。
河川（護岸工） （法枠工） （擁壁工）	<input type="checkbox"/>	「 <u>コンクリートの圧縮強度試験</u> 」は1日1回以上、20～150㎡ごとに1回実施していますか？（※小規模工種で1工種当りの使用量が50㎡未満の場合は、1工種1回以上の試験、または工場の品質証明書のみとすることができる）	場所打コンクリートによる擁壁工（高さ1m以上）、コンクリート張護岸工、法枠護岸工や高さ1m以上の擁壁工のコンクリート圧縮強度試験は、 <u>50㎡未満でも小規模工事に該当しないため、1日1回以上又は20～150㎡ごとに供試体を採取</u> して下さい。 ※プレキャストのコンクリートブロック積（張）工は除く。
対象となるコンクリート構造物	<input type="checkbox"/>	「 <u>コンクリートの圧縮強度試験</u> 」は28日強度試験を実施し、 <u>規定の強度を確認</u> していますか？	コンクリート圧縮強度は、 <u>推定式による強度の確認は認められていないため、28日強度の確認が困難な場合は発注者と協議</u> してください。 <u>協議していない場合は不適合工事</u> になります。
対象となるコンクリート構造物（重要構造物）	<input type="checkbox"/>	クラックの最大ひび割れ幅は0.2mm以上となっていないですか？（水密性を要求される場合は0.05mm）	<u>重要構造物（高さ5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルバート類、橋梁上・下部工、トンネル、高さ3m以上の堰・水門・樋門・砂防ダム、スノーシェッド・スノーシェルター、ロックシェッド）においては、「ひび割れ発生状況調査要領」に基づき調査を実施し、調査結果を監督員に提出</u> してください。

② 検査対象箇所の写真（主なものを抜粋）

写真-1



浪江地区防災林造成工事（浪江町）

写真-2



赤崩地区復旧治山工事（下郷町）

写真-3



水ノ木羽山線林業専用道整備工事（田村市）

写真-4



北移地区ほ場整備工事（田村市）

写真-5



鹿島西部地区ほ場整備工事（南相馬市）

写真-6



山田地区ほ場整備工事（いわき市）

写真-7



千五沢ダム (石川町)

写真-8



国道118号小沼崎バイパス (下郷町)

写真-9



国道401号博士峠工区（昭和村）

写真-10



県道吉間田滝根線広瀬工区（小野町）

写真-1 1



かしわ荘（西郷村）

6 検査実施状況

写真-1



※遠隔臨場検査実施状況。受注者と遠隔地からWeb会議システム等を通じて書類検査を実施。